

平成 24 年 6 月 15 日
復旧・復興事業の施工
確保に関する連絡協議会

1 復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会は、本年 2 月に開催された第 2 回会合において、復旧・復興事業における円滑な施工確保を図るための方針を確認し、その方針の下で、「復興 J V 制度の創設」、「一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化」、「実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定」等の取組を進めてきたところである。

今後、復旧・復興事業の発注が本格化し、その事業量は膨大なものとなることを見込まれることから、今般、新たに市町村等の発注業務を支援するための取組を講ずるとともに、不足する人材・資材の確保のための取組や予定価格等を適切に算定するための取組について、追加的な対策を講ずることとしたところである。

2 国（国土交通省）としては、今回追加した対策をできる限り早期に具体化し、その運用を周知することにより、関係機関が適切に対応できるよう努めるとともに、各構成員（国、地方公共団体、関係業界団体）においては、自ら及び他の主体と協力して取り組みを行うことを通じて、復旧・復興事業における円滑な施工を確保し、もって被災地における早期の復興に寄与することとする。

3 今後、復旧・復興事業の施工確保対策を進めるに当たっては、以下の点に留意するとともに、入札不調等の問題については、引き続き各構成員を通じて現状把握に努める。また、連絡協議会における意見や要望等については、幹事会等を活用して個々の課題への対応を協議することとし、必要に応じて更に追加的な取り組みを講ずることとする。

(1) 入札不調の大きな要因の一つとも考えられる技術者・技能者及び事業の担い手たる企業の不足については、地域の持てる力を最大限に活用することを基本としつつも、なお不足する部分については、被災地域外の企業、技術者・技能者を積極的に活用する必要がある。

このため、被災地域と被災地域外とのマッチングを積極的に図ることにより、全国の力を活用して被災地の復旧・復興事業の円滑な施工の確保を図ることが必要である。

(2) 被災地において作業員の労災事故が相次いでおり、震災前と比べて大幅に増加している状況にある。復旧・復興事業を進める上で、工事施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するため、適正な安全管理、労務管理の徹底を図ることが必要である。

(3) 復旧・復興事業においては迅速な施工が求められているといえども、下請へのしわ寄せや法令違反が行われることは決して許されるものではない。監督部局とも連携し、必要に応じて監視・チェック体制を強化することも含めて適正な施工の確保を図ることが必要である。

以 上